

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1 平成31年度以降の民生委員・児童委員(以下「民生・児童委員」という。)の一斉改選に向けて、民生・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討することを目的に、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会は、民生・児童委員活動に関し、次の事項について検討する。

- (1) 民生・児童委員の活動環境の整備に関する事項
- (2) 東京版活動強化方策の推進に関する事項
- (3) 候補者発掘策に関する事項
- (4) 民生・児童委員活動の周知の取組に関する事項
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、学識経験者、民生・児童委員、行政関係者等のうちから、東京都福祉保健局長(以下「福祉保健局長」という。)が委嘱する13名程度の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から本委員会終了までの期間とする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討委員会の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(作業部会)

第6 検討委員会は、必要に応じ、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、検討委員会が定める事項について検討する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、検討委員会の委員に準ずる。

(部会長)

第 7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総括し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(幹事)

第 8 検討委員会及び部会（以下「委員会等」という。）における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員の他に幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、委員会等に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、委員会等で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(招集等)

第 9 委員会等は、福祉保健局長が招集する。

- 2 福祉保健局長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会等への出席を求めることができる。

(委員会等の公開)

第 10 委員会等の会議は、公開で行う。ただし、検討委員会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、部会を非公開とすることができる。

(事務局)

第 11 会議の円滑な運営を図るため、委員会等の事務局を福祉保健局生活福祉部地域福祉課及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）に置き、会議の庶務は事務局において処理する。

なお、事務局間の役割分担については、別に定める。

(委員等への謝礼の支払)

第 12 委員等への謝礼の支払は以下のとおりとする。

- 2 第 3 及び第 6 の 3 に掲げる委員の委員会等への出席に対して、謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。ただし、当該謝礼のうち、東社協が支払うものについてはこの限りではない。

- 3 第 9 の 2 に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、同年4月1日から適用する。